

□■養成所ニュースプラス第 31 号 2023□■

今日は冬至、1年で最も昼の短い日です。一番短くなるということは翌日から長くなるわけですし、冬至を境に運気が上昇するとも言われています。習慣として冬至には運気を呼ぶ込むために「ん」のつく食べ物を食べてきたそうで、冬至に食べるといわれるカボチャも別名「南瓜（なんきん）」といいその一つと言えます。今日は、「ん」のつくものを食べ運気を上げ、柚湯に入って温まってみてはいかがでしょうかでしょう。

今回は、「福祉サービスの組織と経営」（現、ソーシャルワークの基盤と専門職）から会計財務の問題、「高齢者に対する支援と介護保険制度」（現、高齢者福祉）から介護保険制度の問題です。今回も選ばなかった選択肢のどこを直せば適切になるか合わせて考えてみましょう。

■Plus Quiz

【第 32 回問題 125】社会福祉法人の会計財務等に関する次の記述のうち、正しいものを 1 つ選びなさい。

1. 減価償却費は、法人の外部に資金が流出する費用である。
2. 貸借対照表の負債の部は、資金を何に投下したかを表す。
3. 管理会計は、組織外部者への情報開示を目的とする。
4. 事業活動計算書とは、一時点のストックを表すものである。
5. 貸借対照表は、バランスシートと呼ばれるように、負債及び純資産の部合計と資産の部合計の金額は一致する。

【第 31 回問題 130】介護保険制度に関する次の記述のうち、正しいものを 1 つ選びなさい。

1. 被保険者は、都道府県に対して、当該被保険者に係る被保険者証の交付を求めることができる。
2. 要介護認定は、その申請のあった日にさかのぼってその効力を生ずる。
3. 介護給付を受けようとする被保険者は、要介護者に該当すること及びその該当する要介護状態区分について、主治の医師の認定を受けなければならない。
4. 要介護認定は、要介護状態区分に応じて市町村の条例で定める期間内に限り、その効力を有する。
5. 市町村は、政令で定めるところにより一般会計において、介護給付及び予防給付に要する費用の額の 100 分の 25 に相当する額を負担する。

正答と解説は最後に記載してあります。

■Yoseijo Info

- ・(34 期生) 住所変更後、変更届を提出していない場合はご提出ください。
- ・(35 期生) 教育訓練給付制度（専門実践教育訓練）の支給希望の方へ
申請書類一式は原則として、再発行はできませんので、お取り扱いにはご注意ください。
本養成所からの申請書類発行のため、「受給資格者証と公的身分証明書のコピーの提出」及び「レポートの提出」「スクーリングへの出席」「授業料の納入」が必須となります。
- ・受講の手引の表紙裏（表紙の次のページ）に“レポート作成・提出チェックリスト”があります。
レポートの作成・提出の前に必ず確認してください。
- ・(35 期生) 3 学期レポート課題の<テキスト・参考文献>表記に誤りがありましたので、ホームページに訂正を掲載しております。

詳しくはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1187774&c=3246&d=99c7>

■Test Info

国家試験に関する情報をお届けします

- ・第 36 回国家試験は、令和 6 年 2 月 4 日（日）です。

詳しくはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1187775&c=3246&d=99c7>

- ・令和5年12月8日に、第36回社会福祉士国家試験の受験票が東京都内の郵便局から投函（郵送）されました。

詳しくはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1187776&c=3246&d=99c7>

- ・本養成所主催、「受験対策講座」はwebにて開催中です。←New

現在は、「受験対策のポイントを中心とするガイダンス」の一部と「国家試験集中講座（共通科目／社会専門）」のオンデマンド動画が視聴可能です。また、12月20日（水）に国家試験直前対策講座（有料）の講義動画の視聴が開始となりました。是非ご活用ください。

受験対策講座ページへのアクセスはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1187777&c=3246&d=99c7>

※「国家試験集中講座（共通科目／社会専門）」については、申し込みが完了し受講確定通知を受けた方に限り視聴が可能です。

※「国家試験直前対策講座（有料）」については、受講確定者に対してご案内（受講確定通知）を郵便及びメールにて順次送付します。

■Plus Info

その他の情報をお届けします

- ・日本知的障害者福祉協会では様々な情報を発信しております。

詳しくはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1187778&c=3246&d=99c7>

- ・本養成所では、皆さんの後輩にあたる第36期生の出願を受け付けております。

現在、2期募集を受付中です。皆さんの周りで社会福祉士取得を目指している方、関心をお持ちの方がいらっしゃいましたら、是非とも本養成所をご紹介くださいますようお願いいたします。

出願手続き等についてはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1187779&c=3246&d=99c7>

資料請求についてはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1187780&c=3246&d=99c7>

■Back Number

過去のバックナンバーはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1187781&c=3246&d=99c7>

■Plus Column

養成所ニュースプラス第24号でお伝えいたしましたとおり、年内はお休みします。

【Plus Quiz 正答と解説】

「福祉サービスの組織と経営」では、措置から契約への移行により重要な課題となった経営について問われます。4つの大項目から毎年3つは出題されています。メルマガでも大項目の「福祉サービスに係る組織や団体」から社会福祉法人制度、同じく「福祉サービスの管理運営の方法と実際」からリスクマネジメントを取り上げてきました。大項目の「福祉サービス提供組織の経営と実際」では中項目の「財源」、同じく「福祉サービス提供組織の経営の実際」では、第35回こそ出題がありませんでしたが、「財務諸表の理解」が頻出です。安定的な事業経営には財務基盤が重要であり、財務管理に欠かせない財務諸表を理解することが求められます。

社会福祉法人は原則として、法人全体、事業区分、拠点区分ごとに資金収支計算書、事業活動計算書、貸借対照表を作成する必要があり、会計年度終了後3か月以内に諸官庁に提出しなければなりません。

【第32回問題125】

1. ×法人外部に資金は流出しません。減価償却費は毎年資産価額を一定のルールで減額させ、数年にわたりその年のコストとして計上する費用のことです。対象には時間の経過とともに価値が減る建物や自動車、パソコン等が挙げられますが、時間が経っても価値が減少しない土地や骨董品等は含まれません。

2. ×資金を何に投下したかを表すのは貸借対照表の左側、資産の部になります。右側、負債の部は、外部から調達した借入金等の残高を示します。
3. ×外部に法人の現状を報告するために活用する会計は財務会計です。管理会計は、法人内部で活用するために作成する会計のことです。
4. ×一時点のストックを表すのは、貸借対照表になります。事業活動計算書は、一時点ではなく1年間の事業活動の損益状況を示す財務諸表になります。
5. ○貸借対照表は、法人や施設の一時点の財政状態を示すもので、バランスシートとも呼ばれます。お金の使い道の左側（資産の部）とお金の出所の右側（負債の部）の合計額は、必ず一致するというルールがあります。

「高齢者に対する支援と介護保険制度」は、出題数の10問に対して大項目が18項目あり幅広い知識が求められます。

中でも、大項目の「高齢者福祉制度の発展過程」と同じく「介護過程」、そして、同じく「介護保険法」はこの5年間毎回出題されています。特に介護保険法は、介護報酬、組織・団体の役割、専門職の役割、ネットワーク、地域包括支援センターの役割についても大項目になっていて、全体を確実に押さえる必要があります。介護保険制度の出題の特徴として、介護保険法や介護保険法施行令からの出題が多く見られます。

高齢分野で従事する皆さんだけでなく、他分野でも高齢分野との連携は欠かせません。また、ご家族やご近所の高齢者やその生活を支える専門職を思い浮かべながら学ぶとより理解しやすくなると思います。

【第31回問題130】

1. ×介護保険法（以下、法）第12条第3項に「被保険者は、市町村に対し、当該被保険者に係る被保険者証の交付を求めることができる。」とあります。都道府県ではありません。
2. ○法第27条第8項に「要介護認定は、その申請のあった日にさかのぼってその効力を生ずる。」とあります。支援現場でも、認定通知を受け取る前にサービスを利用できるようにする場合があります。
3. ×法第19条第1項に「介護給付を受けようとする被保険者は、要介護者に該当すること及びその該当する要介護状態区分について、市町村の認定を受けなければならない。」とあります。予防給付も市町村の認定になります（同条第2項）。主治医ではありません。
4. ×法第28条第1項に「要介護認定は、要介護状態区分に応じて厚生労働省令で定める期間内に限り、その効力を有する。」とあります。市町村条例ではありません。
5. ×法第124条第1項に「市町村は、政令で定めるところにより、その一般会計において、介護給付及び予防給付に要する費用の額の100分の12.5に相当する額を負担する。」とあります。あわせて国が100分の25を負担し、都道府県が100分の12.5を負担します。（施設等給付の場合は国が100分の20、都道府県が100分の17.5になります。）

※掲載内容の転載・再配布はご遠慮ください。

※メール内容に対する個別の対応は行っておりません。

※問い合わせ等については社会福祉士養成所ホームページより行えます。

〒105-0013 東京都港区浜松町 2-7-19 K D X 浜松町ビル 6F

Copyright2016 YoseijoNewsplus